

保 険 料

第1号被保険者・任意加入者の保険料

国民年金の保険料は、性別・年齢・所得に関係なく定額です。
資格を取得した月の分から、資格を喪失した月の前月の分までを納めます。

定額保険料

加入者が必ず納める保険料

月額 16,520円
(令和5年度)
(令和6年度は16,980円)



付加保険料

希望により付加保険料の納付を申し出た場合に納める保険料

月額 400円

定額保険料に加えて400円を納めることにより、老齢基礎年金に**付加年金**(25ページ)が加算されます。

加算される年金額は、200円×納付月数となります。

※納付の申し出が必要です。

※国民年金基金(32ページ)加入者は納付できません。

※納付できるのは、定額保険料を納めている場合のみです。(産前産後免除期間も納付できます。)

保険料の未納にご注意を

- 各月の保険料は、翌月の末日が納付期限になります。納付期限から2年を経過すると保険料を納めることができなくなりますのでご注意ください。
- 保険料の未納・滞納があると、年金を受けられなかったり、将来受けられる年金額が少なくなったりする場合があります。
- 納めるのが難しいときは免除などの利用(7ページ)についてご相談ください。

保険料は所得から控除されます

納めた保険料は、所得税や住民税を計算するときに、課税対象となる所得金額から社会保険料控除として全額が控除されます。年末調整や確定申告の際には、**社会保険料(国民年金保険料)控除証明書**または領収書が必要です。

ご家族の分も対象となりますので、申告の際は忘れないようにしましょう。

※控除証明書は日本年金機構が発行します。詳しくは日本年金機構(33ページ)にお問い合わせください。

保険料の納付方法

納付方法	納付場所・手続き先など
現金払い (納付書払い)	金融機関・郵便局・コンビニエンスストアなどで納付書を使って納めます。 納付書は、加入手続きをした後、または毎年4月などに日本年金機構(年金事務所)から送付されます。 ※お手元に納付書がない場合は 年金事務所 (34ページ)にお問い合わせください。
口座振替	年金事務所または金融機関への事前の申し込みが必要です。 ※口座振替割引制度があります。
クレジットカード払い	年金事務所に事前申し込みが必要です。
電子納付 (インターネットバンキング、モバイルバンキングなど)	ご利用になる金融機関にお問い合わせください。
スマートフォンアプリ	対象の決済アプリは年金事務所にお問い合わせいただくか、日本年金機構のホームページをご覧ください。

※市役所・区役所、年金事務所の窓口では納めることができません。



保険料は前納(一定期間をまとめて前払い)すると割引になります。

割引額は前納する期間や納付方法によって異なります。前納の方法、割引額などについては日本年金機構(33ページ)にお問い合わせください。

なお、前納した方が途中から厚生年金に加入したときなどは、その月以降の保険料は還付されます。

保険料を納めた記録の確認は

保険料を納めた記録は、**年金事務所**(34ページ)で確認できます。

年金手帳や基礎年金番号通知書など基礎年金番号を確認できるものをお持ちの上ご相談ください。

日本年金機構のホームページ(ねんきんネット)でも、納付記録を確認することができます。※事前に利用登録が必要です(34ページ)。

※市役所・区役所では、保険料の納付記録を確認することはできません。

保険料の免除・猶予申請

出産した方や、障害年金や生活保護を受けている方、収入が少ないか退職したなどの理由により保険料を納めることができない方は、保険料の納付が免除または猶予される制度を利用することができます。

届け出ると受けられる免除

■法定免除（9ページ）

障害年金（1・2級のみ）を受けている方や、生活保護を受けている方などの保険料が免除される制度です。

■産前産後免除（10ページ）

出産前後の一定期間の保険料が免除される制度です。

他の免除と異なり、免除期間は保険料を満額納めた期間として扱われます。

※出産とは、妊娠85日（4ヶ月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

申請して承認されると受けられる免除・猶予

■申請免除（11ページ）

（全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除）
本人、配偶者および世帯主の所得が一定以下の場合や失業した場合など納付が困難なときに、保険料の全部または一部が免除される制度です。

■納付猶予（11ページ）

世帯主の方の所得によって申請免除に該当しない50歳未満の方について、保険料の納付が猶予される制度です。

■学生納付特例（11ページ）

学生の方の在学中の保険料の納付が猶予される制度です。

納付が難しいときはご相談を

未納と免除・猶予では、年金の受給資格・受給額に大きな違いがあります。
納付が難しいときは、免除・猶予などについてご相談ください。

免除・猶予が 承認されると

免除・猶予のメリット

	老齢基礎年金		障害基礎年金・ 遺族基礎年金を受け取るための 条件
	受給資格期間への算入	年金額への反映	
未 納	✗	✗	✗
全額免除 法定免除	○	8分の4が反映※	○
4分の3免除	○	8分の5が反映	○
半額免除	○	8分の6が反映	○
4分の1免除	○	8分の7が反映	○
納付猶予 学生納付特例	○	✗*	○
産前産後免除	○	○	○

免除など承認後の保険料（令和5年度）

免除などの種類	納付すべき保険料	免除・猶予される保険料
法定免除 全額免除 納付猶予 学生納付特例 産前産後免除	—	16,520円
4分の3免除 (4分の1納付)	4,130円	12,390円
半額免除 (2分の1納付)	8,260円	8,260円
4分の1免除 (4分の3納付)	12,390円	4,130円

※一部免除(4分の3免除・半額免除・4分の1免除)の場合は、減額された納付すべき保険料を期限まで(2年内)に納付しなければ未納と同じ扱いになります。

※保険料を追納(13ページ)することにより、年金額は通常の納付と同じになります。

※平成21年3月以前の免除は、年金額に反映する割合が異なっています(18ページ)。

法定免除

■該当となる方

- ①障害基礎年金、障害厚生・障害共済年金(原則として1・2級のみ)などを受けてい
るとき
- ②生活保護法(注)による生活扶助を受けているとき
- ③国立保養所など厚生労働大臣の定める施設に入所しているとき
- (注) 外国人で生活保護法による保護に準じる保護を受けている方は、法定免除の
該当になりません。申請免除の対象となりますのでご注意ください。

■届け出に必要なもの

- ①マイナンバーカード、年金手帳または基礎年金番号通知書
- ②(障害年金を受けているとき) 年金証書
- ③(生活保護を受けているとき) 生活保護の開始日を証明するもの
- ④(生活保護が廃止になったとき) 生活保護の廃止日を証明するもの

■免除期間

- ①障害年金による法定免除
認定された日が属する月の前月の保険料から免除されます。
- ②生活保護による法定免除
生活保護(生活扶助)を受け始めた日が属する月の前月の保険料から免除されま
す。
- ③施設入所による法定免除
療養が始まった日が属する月の前月の保険料から免除されます。

■届け出について

法定免除となる理由に該当しなくなったとき、原則として届け出が必要です。
※該当しなくなった日の属する月まで免除されます。
※障害年金による法定免除については、1・2級の障害年金を受けていた方が3級の
状態に該当した場合は、引き続き免除に該当します。3級にも該当しなくなった
場合は、その時から3年を経過した時点で非該当となります。

- ・法定免除に該当する場合であっても、申し出により保険料を納付することができます。
- ・保険料の納付を申し出ると、前納割引(6ページ)や付加保険料を納付(5、25ペ
ージ)できます。また、国民年金基金(32ページ)に加入できるようになります。

産前産後免除

■該当となる方

出産日が平成31年2月1日以降の方

■届け出に必要なもの

- ①マイナンバーカード、年金手帳または基礎年金番号通知書
- ②母子健康手帳など出産(予定)日を明らかにすることができる書類(出産後に届
け出をする場合は、原則として不要ですが、被保険者と子が別世帯の場合や年金
事務所に届け出をする場合は、出生証明書など出産日及び親子関係を確認できる
書類が必要です。)

■免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除さ
れます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月
間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産され
た方を含みます。)

※免除の対象となる期間は平成31年4月からとなります。

免除期間は、保険料を納めた期間として扱われます。

他の免除期間と重複する期間については、産前産後免除期間が優先されます。

■届け出について

出産予定日の6カ月前から届け出を行うことができます。
原則として、出産予定日が変更になった場合でも、変更の
届け出を行う必要はありません。

ただし、出産予定日で届け出を行った場合でも、出産予定
日を基準とした産前産後期間よりも実際の出産日を基準と
した産前産後期間の方が長い場合や、単胎として届け出を
行いその後多胎であることが判明した場合は、産前産後期
間の変更の届け出を行うことができます。



- ・産前産後免除期間は、保険料が免除されますが付加保険料は納付するこ
とができます。
- ・他の免除の期間中に、産前産後期間の保険料免除に該当した場合は、産前産
後免除期間終了後に、改めて同じ年度分の届け出を行う必要はありません。
- ・産前産後期間中に第1号被保険者の資格を喪失し、再度、第1号被保険者の資
格を取得した場合も、改めて産前産後免除の届け出を行う必要はありません。

申請免除（全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除）

■ 対象となる方

- ①申請者本人とその配偶者および世帯主がそれぞれ以下のいずれかに該当するとき
(a)所得が免除の種類によって14ページの表の所得基準額以下であるとき
(b)地方税法に定める障害者、寡婦またはひとり親で、所得が135万円以下であるとき
(c)失業や天災の被害に遭ったなど特別な事情に該当するとき

②免除申請者本人またはその世帯の方が、生活保護法の生活扶助以外の扶助を受けているとき

③申請者本人が特別障害給付金を受けているとき

※DV(配偶者からの暴力)の被害に遭っている方は特例の該当になる場合がありますので、年金事務所(34ページ)にご相談ください。

納付猶予（50歳未満の方）

■ 対象となる方

- 50歳未満である中請者本人とその配偶者の所得か、14ページの表の所得基準額以下であるか、申請免除の対象者①(b)または(c)に該当するとき
※納付猶予を受けられるのは、50歳になる月の前月までです。

学生納付特例

■対象となる方
学生である申請者本人の所得が14ページの表の所得基準額以下であるか、申請免除の対象者①(b)・(c)、または②に該当するとき
※学生の方は、申請免除・納付猶予の申請はできません。

※申請免除、納付猶予、学生納付特例については、将来の年金額への反映が異なります。(7ページ)

免除などの申請対象期間・

- ・申請免除および納付猶予は、7月から翌年6月までを1つのサイクルとして申請免除などの申請が可能な期間は、申請を行う月から過去25カ月以内の未納月から、免除などの承認または却下については、それぞれの申請サイクルごとに、審査対象

申請に必要なもの

- ①マイナンバーカード、年金手帳または基礎年金番号通知書
 - ②学生の方は**学生証**の写しまたは**在学証明書**（学生証の有効期間が裏面に記載されている場合は学生証の裏面の写しも必要です。）
 - ③失業による申請の場合は、離職日が記載された**雇用保険受給資格者証**、**雇用保険受給資格通知**または**雇用保険被保険者離職票**の写しなど、失業したことを確認できる公的機関の証明
 - ④特別障害給付金を受けている方は**受給資格者証**の写し
 - ⑤生活保護に準じる保護を受けている外国人の方は保護の受給を証明するもの
※所得の確認は、日本年金機構が1月1日時点で住民票のある市町村に対して行いますので、原則として所得証明書などの提出は必要ありません。

申請後の注意

- ①保険料の口座振替を利用している方は、申請者から年金事務所(34ページ)へ口座振替停止の連絡をしてください。
 - ②申請後は日本年金機構において審査が行われ、約2ヶ月後に承認または却下の通知が文書により送付されます。
 - ③免除などの申請は原則として毎年必要ですが、
 - (a)全額免除または納付猶予が承認された方が、申請時にあらかじめ継続審査を希望していた場合は、翌年度以降は自動的に審査されます。(特例申請により承認された方を除きます。自動的に審査されるのは全額免除と納付猶予のみです。)
 - (b)学生納付特例が承認された方は、翌年度以降の在学期間中については、日本年金機構から送付される申請はがきに必要事項を記入し返送することで申請ができますが、学校が変わった場合や在学期間が伸びた場合は改めて申請が必要です。

審査対象となる所得の期間

- 請を行います（学生納付特例は4月から翌年3月までが1つのサイクルとなります）。
申請月を含むサイクルの最後の月までになります。
となる期間の所得や特例への該当の有無によって審査が行われます。

※それぞれのサイクル内で配偶者の有無や世帯主が変わった場合には、変更の前後で変更後の期間、または変更前の期間についてのみ免除などを申請する場合は、申請

保険料の追納

免除や納付猶予、学生納付特例を受けた期間の保険料は、10年前の分までさかのぼって後払い(追納)することができます。

追納すると、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

追納は、①学生納付特例・納付猶予期間、②法定免除期間・申請免除期間の順に、それぞれの中で古いものから順に納めます。このとき、①の期間よりも前に②の期間がある場合には、どちらかを選択して納めることができます。

なお、追納する保険料の額は、免除などを受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算された額になります。

※追納を希望する場合は、年金事務所(34ページ)にお問い合わせください。

追納保険料額（令和5年度）

免除などの期間	法定免除、全額免除 納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成25年度分 (10年度目)	15,220円	11,420円	7,610円	3,810円
平成26年度分 (9年度目)	15,370円	11,530円	7,680円	3,840円
平成27年度分 (8年度目)	15,700円	11,770円	7,840円	3,930円
平成28年度分 (7年度目)	16,360円	12,260円	8,180円	4,080円
平成29年度分 (6年度目)	16,570円	12,430円	8,280円	4,140円
平成30年度分 (5年度目)	16,410円	12,300円	8,200円	4,100円
令和元年度分 (4年度目)	16,460円	12,350円	8,220円	4,110円
令和2年度分 (3年度目)	16,570円	12,420円	8,290円	4,140円
令和3年度分 (2年度目)	16,610円	12,460円	8,300円	4,150円
令和4年度分 (1年度目)	16,590円	12,440円	8,290円	4,150円

免除などの所得基準額

免除などの種類	所得審査の対象となる方	所得基準額（令和5年度）
全額免除	本人/配偶者/世帯主	[単身世帯(扶養親族がないとき)] 67万円
納付猶予	本人/配偶者	[扶養親族がいるとき] 67万円 + 35万円 × 扶養人数
4分の3免除	本人/配偶者/世帯主	88万円+(A)+(B)
半額免除		128万円+(A)+(B)
4分の1免除		168万円+(A)+(B)
学生納付特例	本人のみ	128万円+(A)+(B)

(A): 雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除額、配偶者特別控除額、障がい者1人につき27万円(特別障がい者は40万円)、寡婦27万円、ひとり親35万円、勤労学生27万円、肉用牛の売却による事業所得に係る控除額

(B): 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族1人につき48万円、16歳以上23歳未満の扶養親族1人につき63万円、その他の扶養親族1人につき38万円

※令和2年度以前は、上記の所得基準額から10万円を減じた額により審査されます。

参考：免除などとなる所得の目安（令和5年度）

扶養人数	全額免除 納付猶予	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
3人 例 配偶者と子2人 子の1人は16歳以上 23歳未満	172万円 (257万円)	227万円 (335万円)	267万円 (388万円)	307万円 (438万円)
2人 例 配偶者と子1人 子は16歳未満	137万円 (207万円)	164万円 (245万円)	204万円 (302万円)	244万円 (359万円)
1人 例 配偶者	102万円 (157万円)	126万円 (191万円)	166万円 (248万円)	206万円 (305万円)
なし	67万円 (122万円)	88万円 (143万円)	128万円 (194万円)	168万円 (251万円)

※上記所得基準額の(A)の控除を除いた目安です。()内は給与所得者の収入の目安です。